

平成 28 年度（第 20 回）
福井県ジュニアゴルフ選手権大会

日 時：平成 28 年 8 月 18 日（木）
場 所：福井国際カントリークラブ

福井県ゴルフ協会

ロ ー カ ル ル ー ル

1. アウトオブバウンズ（規則 27-1）

- (a) アウトオブバウンズの境界は白杭をもって表示する。
- (b) 現にプレーするホールにおいて、球がアウトオブバウンズの境界を越えて他のホールのインバウンズに止まっても、その球はアウトオブバウンズとする。

2. ウォーターハザード（規則 26）

ウォーターハザードは、黄杭または黄線をもってその限界を標示する。線と杭が併用されている場合は、線がその限界を標示する。

3. 修理地（規則 25-1）

修理地は青杭を立て、白線をもってその限界を標示する。ただし、次にもものを含む。

- (a) 張芝の継ぎ目：附属規則 I (A) 3e を適用する。**（ゴルフ規則 164 ページ参照）**
スルーザグリーンの張芝の継ぎ目（その芝自体を除く）は修理地とみなされる。しかしながら、継ぎ目がプレーヤーのスタンスの障害になっても、それ自体は規則 25-1 に基づく障害とはみなされない。球がその継ぎ目の障害となる場合、規則 25-1 に基づいて救済を受けることができる。張芝の区域内のすべての継ぎ目は同じ継ぎ目とみなされる。**このローカルルールの違反の罰は、2 打。**
- (b) パッティンググリーンの前後のペイントマーク盤を含み、スルーザグリーンの芝草を短く刈ってある区域にある距離計測のためのヤーテージマーキングペイント（ヤーテージマーク盤）が球のライ、意図するスイング区域の障害となる場合、規則 25-1b の救済を受けることができる。（スタンスは除く）

4. 動かさない障害物（規則 24-2）

- (a) 排水溝
- (b) 人工の表面を持つ道路に接した排水溝（その道路の一部とみなす）
- (c) 動かさない障害物と定義づけされている区域に近接し白線が引かれた区域は修理地ではなく、その障害物の一部とみなす
- (d) 電磁誘導カート用の 2 本の人工の表面を持つ軌道は、全幅をもってカート道路とみなす。
球がこのカート道路の上にある場合、プレーヤーは規則 24-2 b (i) の救済を受けなければならない。**このローカルルールの違反の罰は、2 打**
- (e) フェアウェイにある吹き流し用のカップ
- (f) 距離表示杭のカップ

5. 動かせる障害物（規則 24-1）

バンカー内の石

6. 恒久的な高架ケーブル

11 番・18 番ホールにおいて、球が高圧送電線に当たった場合は、そのストロークを取り消し、罰なしに再プレーしなければならない（ゴルフ規則 20-5）その球をすぐに取り戻せない場合は、別の球に取り替えることができる。**このローカルルールの違反の罰は、2 打**

競技の条件

1. ゴルフ規則

日本ゴルフ協会ゴルフ規則とこの競技のローカルルールを適用する。

2. 競技委員会の裁定

競技委員会は競技の条件を修正する権限を有し、すべての事柄について、この委員会の裁定は最終である。

3. 使用クラブの規格

適合ドライバーヘッドリストの条件・附属規則 I (B) 1a を適用する。（**ゴルフ規則 176 ページ参照**）

4. 使用球の規格

公認球リストの条件・付属規則 I (B) 1b を適用する。（**ゴルフ規則 177 ページ参照**）

5. プレーの中断と再開

(a) 通常のプレーの中断(落雷などの危険の伴わない気象状況)については、ゴルフ規則 6-8 b、c、d に従って処置すること。

(b) 険悪な気象状況にあるため、委員会の決定によりプレーが中断となった場合、同じ組のプレーヤー全員がホールとホールの間をいたときは、各プレーヤーは委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。1 ホールのプレー途中であったときは、各プレーヤーはすぐにプレーを中断しなければならない。プレーヤーがすぐにプレーを中断しなかったときは、ゴルフ規則 33-7 に決められているような、罰を免除する正当な事情がなければ、そのプレーヤーは**競技失格**とする。

(c) プレーの中断と再開の合図について

通常のプレーの中断：短いサイレンを繰り返して通報する。または、本部より競技委員を通じてプレーヤーに連絡する。

険悪な気象状況による即時中断：1 回の長いサイレンを鳴らして通報する。

プレーの再開：1 回の長いサイレンを鳴らして通報する。

6. 練習

ホールとホール間の練習禁止(規則 7 注 2) 付属規則 I (B) 5b を適用する。（**ゴルフ規則 181 ページ参照**）

ホールとホールの間では、プレーヤーは最後にプレーをしたホールのパッティンググリーン上やその近くで練習ストロークをしてはならないし、球を転がすことによって最後にプレーしたホールのパッティンググリーン面をテストしてはならない。

7. 移動

プレーヤーは、正規のラウンド中キャディバッグはカートで搬送するが、カートに乗ることはできず、歩いてプレーしなければいけない。ただし、No.5～6・No.8～9（越前岬）及び 9H 終了後のホール間の移動は乗ることができる。また、小学生はキャディバッグをカートに載せたままとし、ホール間の移動のみこれに乗る事ができる。

8. キャディー(規則 6-4 注)

正規のラウンド中、プレーヤーのキャディー使用は禁止する。

9. スコアカードの提出(裁定 6-6 c/1)

スコアリングエリア方式を採用する。競技者はスコアリングエリアを出た時点でスコアカードを提出したものとみなす。

10. タイの決定

タイの決定は本競技規定に定める。

12. ゴルフシューズ

正規のラウンド中、プレーヤーが金属製・セラミック製、または委員会がそれと同等と認めた鋌を有するゴルフシューズを使用することを禁止する。この条件の違反の罰は競技失格とする。

13. 競技終了時点

本競技は、競技委員長の成績発表がなされた時点をもって終了したものとみなす。

14. 競技の成立

本競技の参加者全員が正規のラウンドを終了できなかった場合、委員会は競技成立について別途定めるものとする。

注 意 事 項

1. 競技の条件やローカルルールに追加、変更のあるときは、スターティングホールでのティーインググラウンド付近に告示する。
2. 競技の条件12項で規制されるシューズ以外でもグリーンに著しく損傷を与えるシューズは使用禁止とすることがある。
3. 予備グリーンは定義上「目的外のパッティンググリーン」であり、球が目的外のパッティンググリーン上にある場合、プレーヤーは規則25-3に基づいて救済を受けなければならない。
4. プレーの進行に留意し、先行組との間隔を不当にあげないよう注意のこと。プレーを不当に遅らせた場合は、ペナルティを課す。
5. 練習は指定練習場にて行い、打ち放し練習場においては備え付けの球を使用し、スタート前の練習は1人1コイン(30球)を限度とする。**なお、ドライバー及びフェアウェイウッドの使用は禁止する。**
6. ティーマーカー高校男子は黒ティ、中学男子は青ティ、中高女子金ティ、小学生男女赤ティとする。
7. プレー中、帽子を着用すること。
8. 福井県ゴルフ協会及び福井国際カントリークラブの服装規定を遵守すること。
9. コース内は、携帯電話の使用をしないこと。
10. 自動カートはプレーヤーの携帯品の一部とする。
11. 競技委員会は競技中を含めいつでも、出場に相応しくないと判断したプレーヤーの参加資格を取り消すことができる。
12. 打ち直しに戻るときや非常時の対応の為、自動カートにはキーが装着してあるが、これら以外での使用を禁止する。

追 記

1. 練習場は、午前7時00分よりオープンします。
2. バッグは口径9.5インチ、重量は13キロを超えないこと。

競技委員長 小原 登